

邑楽町告示第83号

平成23年第2回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年6月8日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成23年6月13日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員

○不応招議員（なし）

平成23年第2回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成23年6月13日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について
- 第 4 議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第26号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第27号 財産の取得について
- 第 7 議案第28号 財産の取得について
- 第 8 議案第29号 平成23年度邑楽町一般会計補正予算

○出席議員（14名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
河内登	教育長 職務代理者 学校教育課長
中村紀雄	総務課長
小倉章利	企画課長
半田実	税務課長
神山均	住民課長
相場利夫	生活環境課長
諸井政行	保険年金課長
小島哲幸	福祉課長
小島敏晴	産業振興課長 兼農業委員 事務局長
横山正行	土木課長
小島靖	都市計画課長
飯塚勝一	会計管理者 兼会計課長
茂木一夫	水道課長
大舩一	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開会及び開議の宣告

○立沢稔夫議長 ただいまから平成23年第2回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

◎諸般の報告

○立沢稔夫議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、町長からお手元に配付のとおり、平成22年度分の繰越明許費繰越計算書について提出がありました。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○立沢稔夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において松村潤議員、神谷長平議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○立沢稔夫議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から17日までの5日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について

○立沢稔夫議長 日程第3、報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について議題といたします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙西邑楽土地開発公社に関する平成23年度予算書及び平成22年度決算書のとおりご報告申し上げます。

○立沢稔夫議長 報告の件につきまして質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 なければ、以上で報告第1号については終わります。

◎日程第4 議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議
について

○立沢稔夫議長 日程第4、議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である藤岡市・高崎市ガス企業団が平成23年7月31日限りで解散するため、組合規約の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第26号 工事請負契約の締結について

○立沢稔夫議長 日程第5、議案第26号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第26号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立邑楽中学校駐輪場等移設工事を施行するため、去る5月27日指名競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が6,457万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 河内学校教育課長。

〔河内 登教育長職務代理者 学校教育課長登壇〕

○河内 登教育長職務代理者 学校教育課長 議案第26号 工事請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。1、契約の目的、邑楽町立邑楽中学校駐輪場等移設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、6,457万5,000円でございます。4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組代表取締役、又野繁でございます。

工事の場所につきましては、邑楽町大字中野2371番地1でございます。

また、工事の概要につきましては、既存物置の建て替え工事1棟、灯油庫建て替え工事1棟、門の復旧工事一式、既存ブロック塀のかわりにフェンスの設置一式、生徒が使用します駐輪場の建て替え工事一式、またそのほか舗装工事、既存施設の撤去、照明設備工事、給排水設備工事各一式などを予定しているところでございます。

工期につきましては、ご承認をいただいた日から平成24年3月30日までを予定するものでございます。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 指名競争入札ということで、町で業者を指名したということでございますけれども、この指名した経緯、資本金の問題、また各業者の評価基準等々、いろいろ選考の基準があると思いますけれども、その点についてどのように選考したのかお聞きしたいと思います。

○立沢稔夫議長 中村総務課長。

○中村紀雄総務課長 お答えいたします。

今回のこの案件の工事でございますが、指名業者が12社……邑楽町に登録されている建設業者の中からランクづけというのが町でされております。これは、邑楽町建設工事請負業者選定要領というのが制定されておまして、この要領に基づいて指名業者を選定しているものでございます。この指名業者のランクづけというのは、邑楽町ですとAランク、Bランク、Cランクというような区分けになっておまして、今回の工事が一般土木工事ということで、建設業法にのっとっての建築工事ということで、建設業法の28業種の中の1つということで選定しております。この基準からいきますと、Aランクの業者につきましては、設計金額が7,000万円以上、Bランクが1,000万円から7,000万円の間というような基準を設けておまして、今回の工事が7,000万円を設計段階で上回っているということからして、町内に登録している業者及び近隣の業者の中からAランクに相当する業者を選定して指名競争入札を実施したと、こういうことでございます。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 その入札には、これは土木工事ではないですね、建築工事として入札をした。その業者の中には、建築としての工事をやっている中では年間4,000万円台の業者も入っている。そしてまた、土木全体からすると、Aランクではないランクの方も入っていると、そういうふうにも業者の中でいろいろ勉強した中で見えています。

そういう中で、なぜそういう業者を入れたのか。そしてまた、議会におきましては、地元の企業をできるだけ優先的にという判断もありますし、また大きい事業につきましては、やはり本社が邑楽町、そしてまた近隣にある本社をやはり指名に入れるべきだと。支店とか、そういうのではなくて、本社が近隣にある、そういう企業を、やはり責任を持って、もし何かあったときに事に当たれるような企業を入札に参加させるべきだと、そういうふうなことを議会の中でも再三にわたって今まで過去に言ってきたと思いますけれども、私は、いささかその内容に、選考基準に不備があるところがあると思っています。

その点につきましては、私は今回決まった業者については別に何もありませんけれども、やはりそういう選考基準において、きちんとした町の姿勢をあらわすことこそが私は、邑楽町の将来にわたって確固たる公共施設をつくっていくためには、きちんとした選考基準を確立していかなければならないというふうに思っています。その点について、町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○立沢稔夫議長 金子町長。

○金子正一町長 ご質問のとおりだと私も認識をいたしております。町のほうには、業者を指名する中での入札の指名委員会がございます。その代表が今総務課長が会長ということで行っているわけでございまして、当然のことだと思いますが、私はその設計金額に応じたランクづけ、それからその業者の施工基準といえますか、そういうことを十分クリアをした業者がその入札参加をされると、また指名委員会で指名をしているということに理解をしておりますので、議員のほうから、そのような状況があるということのご指摘でございますので、代表である総務課長も十分ご意見を伺っていると思いますので、十分そのようなことがないように私のほうからもお願いをいたしたいと思っております。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 こういう入札には、やっぱり地元の企業を、逆に率先して町のために事に当たっていただくということについては、私はそのとおりだと思っています。ですから、町の企業、Aランクは数は少ないですけども、Cランク等々あるわけです。1社でできなければ、2社で企業体を組んででも、やはりそういう中で地元のために仕事をしていただけるならば、私はそれはそれでいいと思うのです。ですが、1社ぽつんとそういう選考基準に合わない業者がもしそういう中に入っていたとすれば、私はおかしいものだと思うのです。それは、きちんと見直していただきたい。

この指定した業者の中には、建築として年間どのくらい工事高をやっているのか、私はちゃんと見ていただければわかると思います。これは土木ではないですから、土木だったら全体の金額が出ていますけれども、建築としてやっている。その金額、年間で4,000万円台の企業も入っています、この中には。そういう業者をなぜこういう中に入れるのかということについては、私はちょっとその選考基準が甘かったというふうに思います。その点につきましては、今後そういうことがないように私はやっていただきたい。これはパソコンでも県のほうへ聞けば、全部業者として出てきますから、そういうところをやはり町の執行側としても、きちんとした態度で選考基準にのっとって私は選考していただきたい、そういうふうに思います。

以上です。

○立沢稔夫議長 中村総務課長。

○中村紀雄総務課長 先ほど私のほうから、町内の建設業者等のランクづけというものを述べさせていただきました。その建設業者がどういうことでそのランクというのが決められるのだろうということが一つとしてはあるわけでありまして、建設業を営む者が全国を含めて官公庁の仕事を受ける場合は、群馬県内に営業所を持って群馬県内で営業しようとする方は、群馬県知事の経営事項審査というのを受けて、28業種先ほど言ったようにありまして、その自分が行っている営業の種目について審査を受けることが義務づけられております。そこで会社の、仮に今回の例は建築工事でございますから、建築工事の売上高、技術者数、資本金額、そういうものを客観的に数値化して、

県のほうで各業者に通知していると。このことは公に公表されているものでございまして、一般の方が何々業者がどういうランクづけであるかということは確認することができます。

邑楽町の場合は、土木工事、建築工事等を含めまして、点数、何点という数字で出ますが、何点以上はAランク、Bランクは何点から何点まで、Cランクは何点までということで、これは邑楽町だけではなくて、ほかの町村を含めて、こういう客観的な数字に基づいてランクづけをしましてしていると。ですから、建設業者さんは、自分が何点取っているということがわかっておりますから、自分が仮にですね、Bランクということであれば、Bランクなのだということはある程度想定がつくということで執行しているというようなものでございます。

以上でございます。

○立沢稔夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第26号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第27号 財産の取得について

○立沢稔夫議長 日程第6、議案第27号 財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第27号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

現在建設中である給食センターの2学期からの配食開始に向け、必要となる調理用備品等を取得いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 河内学校教育課長。

〔河内 登教育長職務代理者 学校教育課長登壇〕

○河内 登教育長職務代理者 学校教育課長 議案第27号 財産の取得につきまして補足説明を申し上げます。

財産の取得につきましては、次のとおりでございます。1、名称・種類・数量につきましては、邑楽町立学校給食センター調理用備品一式でございます。2、取得の目的は、新給食センター備品等の整備でございます。3、取得価格、3,748万5,000円でございます。4、契約の方法につきましては、指名競争入札。5、契約の相手方につきましては、群馬県高崎市中居町2丁目6番2号、日本調理器株式会社群馬営業所所長、藤原雅友でございます。

物品購入の概要につきましては、今年度2学期から配食開始予定の新給食センターで使用する物品類でございます。具体的には、デジタル上皿はかり。ドライ仕様L型運搬車等、ドライ仕様の移動台等、またシェルフ、スチームコンベクション用カート、保温食缶、角食缶、そして子供たちが使用する食器類、食器かご、電動缶切り器、中心温度計等を購入するものでございます。

なお、平成23年8月8日を期限に納入を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第27号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第28号 財産の取得について

○立沢稔夫議長 日程第7、議案第28号 財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第28号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

呂楽町立図書館の移動図書館車の老朽化に伴い、新たに移動図書館車を取得いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 大拙生涯学習課長。

〔大拙 一生涯学習課長登壇〕

○大拙 一生涯学習課長 議案第28号 財産の取得につきまして補足説明申し上げます。

財産の取得につきましては、次のとおりでございます。1、名称・種類・数量、移動図書館車1台。2、取得の目的、呂楽町立図書館移動図書館車購入による事業の充実でございます。3、取得の価格、886万9,830円。4、契約の方法、指名競争入札。契約の相手方、埼玉県さいたま市見沼区大字上山口新田56番地1、株式会社林田製作所代表取締役、林田廣一でございます。

仕様につきましては、移動図書館業務を遂行するため、効果的かつ機能的な移動図書館車の仕様とするものでございます。

車両は、全低床、積載量2トントラックをセミバスタイプに改造し、車両定員は3名、1,200冊から1,500冊の書籍等が積載可能な書架設備、天井採光窓、後部扉、側面扉、ステップ、手すり、自動巻き取りテント、受付機など装備し、利用者の利便性を図る仕様とするものであります。

なお、今回の移動図書館車購入につきましては、平成22年度住民生活に光をそそぐ交付金事業繰り越し事業であり、平成23年12月31日を期限に納入するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 先ほど平成22年度の呂楽町繰越明許計算書というのが提出されました。これを見ると5月30日提出なのです。きょう、この財産の取得についてということで、6月13日にこれはかかっているわけなのですけれども、早く入札するというので対応したもので、私はいいとは思いますが、なぜこれをきょう配るのかということについては、おかしいのではないかと思うのです。もっと早く出せたのではないかなと。きょう繰越明許で出して、入札が終わってきょう、13日しかないのです。そういう中でこの上程なのですけれども、私はこの部分については別に問題ないと思うのですけれども、なぜこちらの繰越明許をもっと早く出さなかったのかということについては、いささかおかしいと思うのです。これにぶっつけて私は質問しますが、こんなに繰越明許、繰越明許であって、実際にはほとんど入札しているのですよね、話の様子は。それだったら、もっと早くなぜ出さなかったのかと。それについてお伺いします。

○立沢稔夫議長 中村総務課長。

○中村紀雄総務課長 繰越明許費の報告につきましては、地方自治法の規定によりまして、5月31日ですか、5月末日をもって繰越明許費を確定するということになっております。ですから、確かに議員おっしゃるとおり、途中、途中で入札を執行すれば、各費目に応じる金額は確定するわけでありませけれども、すべてが確定するのは5月31日ということでございまして、今回の議会に報告をさせていただいたと、こういう経緯でございます。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 それならば、裏を返せば、なぜ年度内に入札ができなかったのかお聞きしたいと思います。

○立沢稔夫議長 中村総務課長。

○中村紀雄総務課長 今回提出させていただいた繰越明許費につきましては、先ほど大肚課長からもご説明ありましたが、国の経済対策等におきます国からの交付金事業がありました。特にこの事業については、2月、3月と、こういう時期に国からの割り当てでございまして、年度内に執行することができないということで、すべてではないと思いますが、ほぼ全額に近い金額を3月定例会におきまして繰り越しのご承認をいただいて、次の年度にということで今年度執行したということでございます。議員おっしゃるとおり、早く入札をして、年度内に入札をして執行するというご指摘については、今後十分注意していきたいというふう考えております。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 この交付金については、多分足かせはないのです。ないのだと思うのです。何に使ってもいい交付金というか、そういう幅が出てきているのです。それについては、町として、行政として、どういうものに重点を置いて予算を使うかということについては、もっともっと張りをつけて、きちんと早めに対応していくことが私は行政に課せられた役割だと思います。これが、ぎりぎりまで待つて、お金が余るから、こういうふうを使うというふうな使い方にしか思えないです、こういうやり方をしたら。そうではないですか。私は、もっともっと町を見据えた中で、きちんとした早目の対応を行政がとっていくのが当たり前のことだと思いますので、これから遅滞のないようによろしくお願ひしたいと思います。

○立沢稔夫議長 塩井早苗議員。

○1番 塩井早苗議員 移動図書館の高さについて、この間、生涯学習課長のほうからご説明いただいたのですが、以前の車と同じ高さということで、この車両の高さは全低床型というふうなうたつてあるのですが、実はこの移動図書館を利用している皆様が、訪問している先が、高齢者施設が多いものですから、低床というのがもっと低くなるのかと実は思ったのです。それでお尋ねしましたところ、以前と同じ高さ、そのバスしかできないというふうなご説明をいただいたのですけれども、今までの車は10年間使ったということで、もう老朽化していて、やっとな入れ替えということですね

れども、今後買うときには、高齢者様が上がりやすい高さというようなのを検討の中に入れていただきたいと思います。お願い申し上げます。

以上です。

○立沢稔夫議長 塩井議員、所管の関係になりますので。要望事項ということになりますけれども、よろしいですか。

○1番 塩井早苗議員 はい、結構です。そのようにお願いいたします。

○立沢稔夫議長 所管ですので、要望ということで処理します。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第28号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第29号 平成23年度邑楽町一般会計補正予算

○立沢稔夫議長 日程第8、議案第29号 平成23年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第29号 平成23年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,327万8,000円を追加し、予算の総額を76億807万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金8万8,000円、基金繰入金1,219万円、諸収入100万円をそれぞれ増額するものであります。国庫支出金は、東日本大震災の被災地から避難してきた被災児童生徒に係る就学支援等臨時特例交付金であり、基金繰入金は財政調整基金からの繰入金であり、諸収入は、

県内でも比較的震災被害が多かった当町に対する県市町村振興協会からの災害見舞金であります。

歳出については、総務費235万2,000円、民生費73万1,000円、衛生費26万3,000円、土木費332万円、教育費661万2,000円の増額であります。これらの増額は、すべて東日本大震災に係る公共施設等の復旧及び被災者等への支援並びに住民の安全対策に係る経費であります。

総務費の増額は、震災の影響で損壊を受けた行政区の集会所を復旧するための事業費補助であります。

民生費は、中央保育園、南児童館並びに北児童館の修繕料であります。

衛生費は、環境放射線量を測定するための移動式測定器2台の購入費用です。

土木費は、中野沼栈橋の復旧工事に係る経費であります。

教育費は、歳入でも申し上げた被災児童生徒に対する就学援助費、小中学校、幼稚園及び社会教育施設の修繕等に係る経費、町指定文化財の修繕に係る補助金であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 繰入金で財政調整基金の中から歳入に繰り入れるということでございますけれども、この財政調整基金、どのくらい残高はあるのかお聞きしたいと思います。

○立沢稔夫議長 中村総務課長。

○中村紀雄総務課長 お答え申し上げます。

22年度末の予定ということになりますと、約15億8,000万円ほどになっているところでございます。

以上でございます。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 この前の議会におきましても、基金の取り崩しで4,900万円ですか、取り崩しました。そしてまた、ここで1,219万円ですか、取り崩しました。この基金を緊急のために使うということについては、私は仕方ないのかなと思いますけれども、余り大きな事業をやっていないのに基金がだんだん減っていくというふうなことにつきましては、私は、もう少し基金を取り崩さない中できちんとした対応をやっていかなければならないと、そういうふうに思います。そしてまた、23年度の当初予算、75億幾らでございましたけれども、それから9%以上、1割強予算もふえていると思うのです。そういう中で、23年度船出したわけですが、2回にわたる基金の取り崩し。今後また基金の取り崩しを極力私はやらないで抑えていっていただきたいと思いますが、町長の今後の予算に対する見解を伺いたいと思います。

○立沢稔夫議長 金子町長。

○金子正一町長 財政調整基金の残額については、ただいま総務課長から15億8,000万円ほどという

回答をさせていただきました。その21年度を考えますと約13億ほど、そして私が前町長から引き継いだときの財政調整基金、たしか11億9,000万円だったと思いますが、そういう点を含めると、町民の皆さんの大変なご協力をいただく中で、財政調整基金が積み増しをしているという状況ではありますが、しかし財政調整基金、議員が言われますように、緊急なときにその取り崩しということが認められているところでもありまして、安易に取り崩しをするという考え方はありません。

したがって、大きな事業を行っていないにもかかわらずというふうなご質問がありましたが、私は、その財政調整基金も含めて、公共事業の基金、いろいろあるわけではありますが、そういうことを効率的にその状況に合わせて取り崩しをし、健全な財政運営をしていくのが与えられた仕事ではないかと、こんなふうに思っておりますので、この事業につきましては、先ほど9%前年度対比当初予算がふえているのではないかなというふうなご指摘もありましたが、その年度に応じての事業ということもございますので、その点についてはご理解をいただければと、こんなふうに思っております。今後も健全財政に努め、町民の皆さんへのサービスが低下しないように努力をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 町長が前町長から引き継いだときには、財政調整基金が11億9,000万円ほどだったと言いますが、このときには繰越金は何億か多分出たと思うのです。それを足すと、私は15億円ぐらいはあったのではないかなというふうに思っています。そしてまた、ずっと今の町長になってからいろいろ、3年以上たっていますけれども、金子町長がでは何をしたのだろうというふうに思いますと、前町長の場合には、この庁舎をつくりました。保健センターもつくりました。そしてまた、児童館等も建てました。いろんなことをやってきた中でのやりくりをしてきたわけですね。補助金をいただきながらやってきた。そして、現在給食センターをつくっておりますけれども、庁舎をつくった残りのお金、6億有余のお金を、それを費やして給食センターが今進められているのです。それも基金の中から結果的には取り崩したのです。

そういうことを積み重ねていきますと、金子町長が今までやってきた中で、私は、あるものを使いながらここまでやってきたのではないかなというふうな気がしてならないのです。そしてまた、新しい新規事業というのは、私はそんなに取り組んでいないというふうにも思っています。途中で断念している部分もあります。1-19号線道路一つとったってそうです。途中で止まっているでしょう。そういう部分では、私は、決して有効なお金の使い方をしていないというふうにも思っています。

町民の皆さんのご期待にこたえるために、私は、きちんとした執行体制を組んでいただいて、これからやっていかなければ、交付金についても、今度は町で使い方を考えてやっていかなければならない、そういう状況になっているのです。足かせはだんだんなくなってきているでしょう。何のために補助金を出しますよというのではないでしょう。いろんな枠の中で、何にでも使っているよ

うなお金に来るわけです。それを使い方間違えると、私は、町民にとって大変なマイナスになると、そういうふうに思っています。ですから、そういう点につきましてはきちんと、冒険をせずに、確固たる、石橋をたたいて渡ると。失敗を恐れずにと町長は言いますが、私はそうではなくて、町民のために少しでも、一步一步確実に前進するような執行体制を組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○立沢稔夫議長 金子町長。

○金子正一町長 議員のご指摘のとおりかと思えます。確かにただいま言われました箱物についての事業ということは、大変脆弱で、進行、事業執行してこなかったということは否めない事実として認めるところでもありますが、しかしいわゆるソフト事業の面を挙げますと、中学3年生までの福祉医療費の無料化、途中から県のほうからの50%補助もありましたが、いわゆる児童の、子供を健全に育成をする、産み育てるといふことの部分を見ますと、私はそういったソフト事業に注いでいる部分はあるのかなというふうに思っております。福祉医療だけではありません。子宮頸がんの補助、ヒブ、肺炎球菌等の補助、大変な金額が支出されるわけですが、そういった面にもいわゆる保健と福祉の部分について、それぞれ町民の皆さんの要望に応じて実施をしてきたということがあります。今後も、いわゆる箱物、ハード事業とソフト事業を兼ね備えて、先ほども申し上げましたが、健全な財政をしていく中で、皆さんのご協力をいただいて進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○立沢稔夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第29号 平成23年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第29号は原案のとおり決定されました。

◎散会の宣告

○立沢稔夫議長 以上で本日の日程は終了しました。

あす14日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

大変お疲れさまでした。

〔午前10時51分 散会〕